

告 示

埼玉県告示第六百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ららぽーと新三郷アネックス

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目千百九十三—十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 合同会社 FOREVER21 JAPAN RETAIL 職務

執行者 山本宏治

東京都千代田区麹町四丁目一番地

(変更後) ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤智治

福島県郡山市朝日三丁目七番三十五号

ハ 変更年月日

令和二年三月九日

二 届出年月日

令和二年六月八日

三 縦覧期間

令和二年六月十九日から令和二年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月十九日から令和二年十月十九日まで

口

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課